

第6期山梨市障害福祉計画  
第2期山梨市障害児福祉計画



令和3年3月

山梨市

## 市長あいさつ

山梨市では、この度、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に資するための計画「第 6 期山梨市障害福祉計画・第 2 期山梨市障害児福祉計画」を策定いたしました。



本計画は、地域社会における「共生」の実現に向け、障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などに関し、年度ごとに具体的な目標値を設けた実施計画として定める計画です。

本市では、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 2 年改正）」に基づき、障害福祉サービスならびに相談支援及び障害児支援の提供体制の確保について、基本的な考え方と数値目標を示し、計画を推進していきます。

具体的には「障害者の自己決定の尊重ならびに意思決定の支援」や「入所施設から地域生活への移行」、「就労支援」、「障害児の健やかな育成のための発達支援」など、障害者が地域で自分らしく暮らしを営み、共生社会が実現できるよう福祉サービスの活用を促進していきます。

市民の皆さま、関係機関の皆さまにおかれましては、この「共生社会」の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました策定懇話会委員の皆さま、計画策定プロジェクトチーム委員の皆さま、並びに、アンケート調査等を通じて貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

山梨市長

高木晴雄

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の趣旨 .....	1
<b>第2章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
1.	国の基本指針に基づく基本的理念 .....	2
<b>第3章</b>	<b>地域生活移行と就労支援の数値目標</b> .....	<b>4</b>
1.	福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	4
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	4
3.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	5
4.	福祉施設から一般就労への移行等 .....	5
5.	障害児支援の提供体制の整備等 .....	8
6.	相談支援体制の充実・強化等 .....	10
7.	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 .....	11
<b>第4章</b>	<b>サービス事業量の見込みと提供体制の確保策</b> .....	<b>12</b>
1.	サービス事業量の見込みの総括 .....	12
2.	サービスごとの提供体制の確保策 .....	12
<b>第5章</b>	<b>計画の推進と進行管理</b> .....	<b>33</b>
1.	計画の推進 .....	33
2.	計画の進行管理 .....	33
<b>第6章</b>	<b>策定体制</b> .....	<b>34</b>
1.	計画の策定体制 .....	34
2.	第6期山梨市障害福祉計画策定懇話会委員名簿 .....	36

本計画書は、視覚障害のある方にも読みやすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用しています。

表紙の絵は、山梨市内の障害福祉施設から提供いただいた絵を用いています。スキャニングやコピーは差し控えていただきますようお願い申し上げます。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

山梨市では、これまで、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び施策展開の視点を示した「第2期山梨市障害者計画（平成28年度から令和2年度）」と、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第5期山梨市障害福祉計画・第1期山梨市障害児福祉計画（平成30年度から令和2年度）」を策定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

今回の「第6期山梨市障害福祉計画・第2期山梨市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、国の定める基本指針に基づき、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績や今後の障害者等のニーズをふまえて、令和5年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

### ■計画期間

計画名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	第2期 (平成28年～令和2年度)			第3期 (令和3年度～令和8年度)					
障害福祉計画	第5期			第6期 (令和3年度～令和5年度)			第7期		
障害児福祉計画	第1期			第2期 (令和3年度～令和5年度)			第3期		



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 国の基本指針に基づく基本的理念

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年改正）」にもとづき、障害福祉サービスならびに相談支援及び障害児支援の提供体制の確保について、以下の7つの基本的な考え方を示します。

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的福祉サービスの実施等

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が主体となった取組みを推進します。また障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者、並びに難病患者等の成人及び障害児とし、サービスの充実を図り、福祉サービスの活用を促進していきます。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障害者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障害のある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりに取り組めます。また、専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取組みを計画的に推進していきます。

## (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援の推進にあたっては、障害児本人の最大の利益を図りながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児とその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図っていきます。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等が適切に受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

## (6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉事業を推進していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのための専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進等に取り組んでいきます。

## (7) 障害者の社会参加を支える取組み

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。



## 第3章 地域生活移行と就労支援の数値目標

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は減少傾向にあります。

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数を令和5年度末までに1.6%以上の削減、地域生活移行者数を6%以上に設定することとされています。また、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とするの方針が示されています。

山梨市では、これまでの実績や現在の入所者の状況などの地域の実情を考慮して、前期計画の未達成割合を含まない数値目標を設定することとし、令和元年度末時点の入所者42人に対して、令和5年度末までの入所者削減目標数を1人(2.4%)、地域生活移行者数を8人(19.0%)と設定しました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
福祉施設入所者数	42人	41人	1人の削減(削減率:2.4%) 【国目標:1.6%以上】
地域生活移行者数	—	8人	8人の移行(移行率:19.0%) 【国目標:6.0%以上】

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が必要とされています。

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、市町村が設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和2年度末までには、ほぼ全ての圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組みや市町村単独での設置に向けた取組みを推進することとしています。

山梨市では、協議の場として地域移行支援部会を設けています。令和5年度末の目標値は、現状維持の1か所と設定しました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
市町村ごとの協議の場の設置	1か所	1か所	1か所 【国目標:各自治体に1か所 (複数自治体の共同設置も可)】

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域において障害者及び障害児やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じた対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進していくことが必要です。

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

山梨市では、近隣自治体（甲州市、笛吹市）と地域生活支援拠点を1か所共同設置することとし、併せて運用状況の検証及び検討を3回行うこととしています。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
地域生活支援拠点数	1か所	1か所	1か所（圏域設置） 【国目標：市内または圏域に1か所】
運用状況の検証及び 検討実施回数	3回	3回	3回（圏域設置） 【国目標：年1回以上】

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 一般就労への移行者数

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることとされています。また、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とするとされています。

山梨市では、一般就労への移行者について、これまでの実績や現在の状況などの地域の実情を考慮して、前期計画の未達成割合を含まない7人（2.33倍）を令和5年度末時点の目標としています。

#### ①就労移行支援事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業に係る移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上を目指すこととされています。

山梨市では、令和5年度末時点で3人（1.50倍）とすることを目標としました。

## ②就労継続支援A型事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援A型事業に係る移行者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上を目指すこととされています。

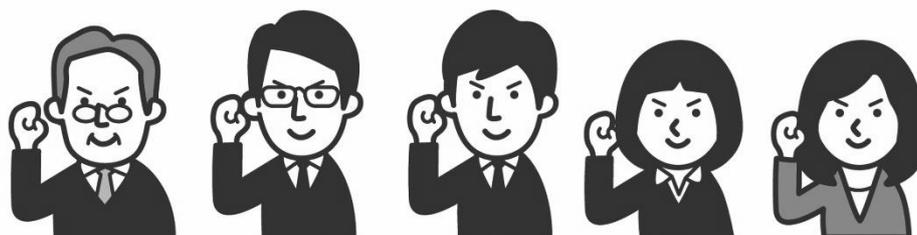
山梨市では、令和5年度末時点で2人（倍率は算出できません）とすることを目標としました。

## ③就労継続支援B型事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援B型事業に係る移行者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すこととされています。

山梨市では、令和5年度末時点で2人（2.00倍）とすることを目標としました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
一般就労への移行者数 (合計)	3人	7人	7人(2.33倍) 【国目標:令和元年度実績の 1.27倍以上】
就労移行支援事業に 係る移行者数	2人	3人	3人(1.50倍) 【国目標:令和元年度実績の 1.30倍以上】
就労継続支援A型事 業に係る移行者数	0人	2人	2人(倍率は算出できません) 【国目標:令和元年度実績の 1.26倍以上】
就労継続支援B型事 業に係る移行者数	1人	2人	2人(2.00倍) 【国目標:令和元年度実績の 1.23倍以上】



## (2) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することとされています。

山梨市では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を7人としたことから、就労定着支援事業の利用者数を5人(71.42%)とすることを目標としました。

項目	令和5年度末 目標値	目標値の設定
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	7人	5人(71.42%)
上記のうち就労定着支援事業の利用者数	5人	【国目標：7割】

## (3) 就労定着率8割以上事業者割合

国の基本指針では、令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされています。

山梨市では、市域の現状を踏まえて就労定着支援事業所を1か所とし、その事業所の就労定着率が8割以上(100.0%)となることを目標としました。

項目	令和5年度末 目標値	目標値の設定
就労定着支援事業所数	1か所	1か所(100.0%)
上記のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	【国目標：7割】



## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することとされています。

山梨市では、児童発達支援センターを令和5年度末までに圏域で1か所増設することを目標としました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援センター設置数	1か所	2か所	単独設置1か所、圏域設置1か所 【国目標：1か所以上】

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

山梨市では、既に保育所等訪問支援の利用実績があることから、体制の構築ができています。この体制を令和5年度末にも維持することを目標としました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	有 【国目標：体制の構築】

### (3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

山梨市では、児童発達支援事業所を圏域で1か所、放課後等デイサービス事業所を市内に1か所設置することを目標としました。

項目	令和元年度末 実績値	令和5年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援事業所数	0か所	1か所	1か所（圏域設置） 【国目標：1か所以上】
放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所	1か所（圏域設置） 【国目標：1か所以上】

#### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることとされています。

山梨市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、圏域で1か所ある現状を維持することを目標としました。

項目	令和元年度末実績値	令和5年度末目標値	目標値の設定
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場数	1か所	1か所	1か所（圏域設置） 【国目標：1か所以上】

#### (5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することとされています。

山梨市においては、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、現状の2人配置を維持することを目標としました。

項目	令和5年度末目標値	目標値の設定
医療的ケア児等に関するコーディネーター配置数	2人	2人 【国目標：1人以上】



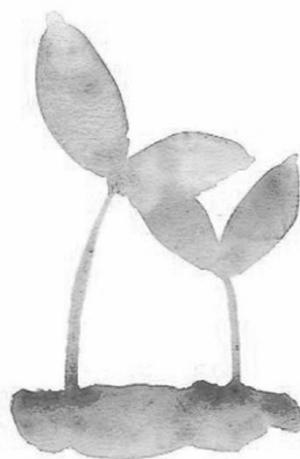
## 6. 相談支援体制の充実・強化等

計画相談支援の対象者を、原則として障害福祉サービスを利用するすべての者に拡大したことに伴い、計画相談支援事業所の数は増加していますが、一事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いとの指摘もあり、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組みが求められています。

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

山梨市では、相談支援部会（毎月1回開催）を総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するための協議の場として位置づけ、現状の1か所を維持することを目標としました。

項目	令和5年度末 目標値	目標値の設定
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する協議の場	1か所	1か所 【国目標：1か所以上】



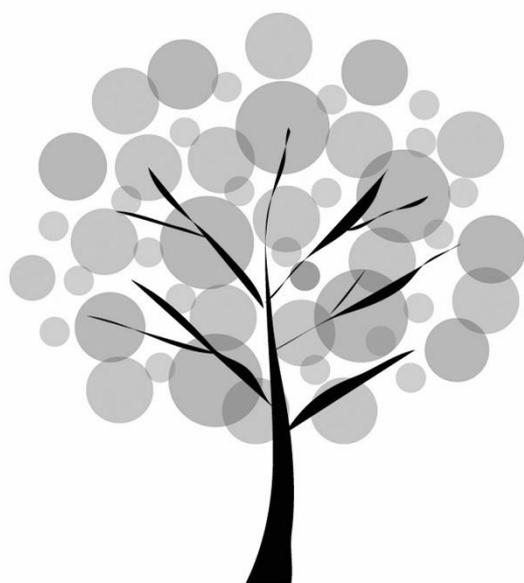
## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者のニーズに応じた支援が実現されつつありますが、利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供するためには、障害福祉サービス等の量を確保するだけでなく、質も向上させることが必要となります。

国の基本指針では、令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築することとされています。

山梨市では、障害福祉サービス等の質の向上に関する具体的な取組みとして、研修参加を促す取組みを実施すること、また審査エラー内容分析結果を活用した取組みを実施することをそれぞれ1回と目標設定しました。

項目	令和5年度末 目標値	目標値の設定
研修参加を促す取組み	1回	年1回 【国目標：体制の構築】
審査エラー内容分析結果を活用した 取組み数	1回	



## 第4章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

### 1. サービス事業量の見込みの総括

山梨市では、障害者総合支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施しています。

サービス事業量の見込みについては、障害福祉計画策定に向けた国の基本指針や県の基本方針、過去のサービス利用実績、さらには事業所の意向等を踏まえ、市の「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の事業量を見込んでいます。

### 2. サービスごとの提供体制の確保策

#### (1) 自立支援給付サービス

##### 【訪問系サービス】

##### <サービス内容>

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護</li> <li>●洗濯・掃除等の家事援助</li> <li>●通院等の移動介護</li> </ul> 上記のサービスを必要に応じて行う。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）	居宅介護を総合的に行う。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人	外出時に同行し、必要な視覚的情報、移動の支援及び食事等の介護援助を行う。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行う。
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、意思疎通に著しい困難がある方(障害支援区分6)」のうち、次の人が対象となる。 四肢に麻痺等があり寝たきり状態の障害のある人で、人工呼吸器をつけている身体障害のある人または最重度の知的障害のある人 強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	個々の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供する。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
居宅介護	1,386 時間	1,469 時間	1,557 時間	1,650 時間	1,749 時間
	57 人	60 人	64 人	68 人	72 人
重度訪問介護	316 時間	619 時間	679 時間	879 時間	900 時間
	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人
同行援護	58 時間	60 時間	63 時間	67 時間	70 時間
	4 人	4 人	5 人	5 人	5 人
行動援護	394 時間	397 時間	401 時間	405 時間	409 時間
	16 人	18 人	18 人	19 人	19 人
重度障害者等 包括支援	0 時間	0 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
計	2,154 時間	2,545 時間	2,704 時間	3,005 時間	3,132 時間
	80 人	86 人	92 人	98 人	102 人

訪問系サービスについては、近年の実績等により、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

今後、施設入所者や長期入院者の地域移行の推進により、在宅生活者の増加が想定されます。既存の事業所のサービス提供体制を維持しながら、サービス提供事業所の新規設置・拡充を支援します。また、医療的ケア見者や重度心身障害見者にも対応可能な人材の確保に努めます。

## 【日中活動系サービス】

### ①生活介護、療養介護

#### <サービス内容>

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害のある人のうち、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	福祉施設で介護を必要とする障害のある人に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者等、気管切開を伴う人工呼吸器を使用している人で障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に医療機関での訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の相談支援等を行う。

#### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
生活介護	1,847 人日	1,908 人日	1,971 人日	2,036 人日	2,103 人日
	93 人	99 人	104 人	109 人	114 人
療養介護	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

生活介護については、近年の実績や特別支援学校卒業者等の新規利用見込等を考慮し、見込み量を算定しました。

療養介護については、継続利用者5人について見込み量を算定しました。

#### <見込み量の確保のための方策>

共生型サービスの創設への支援を行い、医療的ケア児者や重度心身障害児者などにも対応可能な日中活動の場を確保します。

## ②自立訓練（機能訓練、生活訓練）

### <サービス内容>

名称	対象者	内容
機能訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人	身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、相談・助言を行う（利用期間18か月以内）。
生活訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人等で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人	生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う（利用期間24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内））。

### <サービス実績量と見込み量>

（月当たり）

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
自立訓練 （機能訓練）	3 人日	3 人日	3 人日	6 人日	6 人日
	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人
自立訓練 （生活訓練）	34 人日	35 人日	36 人日	51 人日	51 人日
	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

近年の実績等より、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から必要量を算出しました。

### <見込み量の確保のための方策>

対象者や利用者のニーズを把握し事業所と連携しながら適切な支援を行います。



### ③就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援

#### <サービス内容>

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	①一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人 ②65歳以上の障害のある人	企業での実習や適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う。(利用期間24か月以内)
就労継続支援 (A型＝雇用型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった障害のある人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった障害のある人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない障害のある人	通所により、生産活動の機会を提供(雇用契約は結ぶ)する。 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う。
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	①企業等での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった障害のある人 ②就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった、または障害基礎年金を受給している人 ③50歳に達している、または障害基礎年金を受給している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された、または障害基礎年金を受給している人	①通所により、生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)する。 ②就労に必要な知識・能力の向上のため訓練・支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人	就労に伴う生活面の課題に対応できるように、相談・指導・助言を行う。

#### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度実績	令和2年度見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度目標
就労移行支援	93 人日	95 人日	98 人日	112 人日	112 人日
	5 人	6 人	6 人	7 人	7 人
就労継続支援 A型	363 人日	365 人日	380 人日	395 人日	409 人日
	21 人	23 人	24 人	25 人	26 人
就労継続支援 B型	1,193 人日	1,238 人日	1,283 人日	1,328 人日	1,373 人日
	75 人	77 人	79 人	81 人	83 人
就労定着支援	2 人	2 人	4 人	4 人	5 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

近年の実績等より、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から必要量を算出しました(就労定着支援を除く)。

<見込み量の確保のための方策>

不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、サービス提供事業所の新規設置・拡充を支援します。全ての事業所において、一般就労への移行・定着を目指すことのできる体制の整備に努めます。

④短期入所（ショートステイ） 対象者：区分1以上

<サービス内容>

短期入所は、介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、障害者施設等で障害のある人を預かり、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
短期入所 (福祉型)	170 人日	190 人日	190 人日	182 人日	182 人日
	21 人	21 人	25 人	27 人	30 人
短期入所 (医療型)	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人

・人日 = 「月間の利用人数」 × 「一人一月あたりの平均利用日数」

近年の実績等より、利用量は微減傾向にありますが、増減なしとして見込み量を算定しました。

<見込み量の確保のための方策>

不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、サービス提供事業所の新規設置・拡充を支援します。峡東圏域地域生活支援拠点整備の一環として、緊急時にも対応可能なサービス提供体制の整備に努めます。

## 【居住系サービス】

### ①施設入所支援

対象者：

- ・生活介護を受けている人であって障害支援区分4以上の人(50歳以上の人は区分3)
- ・生活介護を受けている人であって、区分4以下のうち、市が必要だと認める人
- ・自立訓練又は就労移行支援を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である人

#### <サービス内容>

施設に入所する障害のある人に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言・支援を行います。

#### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
施設入所支援	42 人	43 人	42 人	42 人	41 人

・人＝「月間の利用人数」

利用希望者は増加傾向にありますが、国指針に基づき入所者が地域生活へ移れるよう支援しグループホーム等への地域移行を勘案して見込み量を算定しました。

#### <見込み量の確保のための方策>

地域移行(退所)を促進しながら、新たに施設入所を必要とするケースについて実態把握を行い、障害特性に見合った適切な支援が受けられるよう支援します。

## ②共同生活援助（グループホーム）

### <サービス内容>

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)*	障害のある人が、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人（食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする場合は「障害支援区分2以上」）	家事等の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整、又食事や入浴等の介護等を行う。

\*平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
共同生活援助 (グループホーム)	45 人	52 人	57 人	62 人	67 人

・人＝「月間の利用人数」

地域移行の推進や障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、利用者が増加することを勘案して見込み量を算定しました。

### <見込み量の確保のための方策>

地域移行の推進により、今後も施設・病院からの移行による利用の伸びが見込まれることから、既存の事業所の拡充や新規事業参入を促進するとともに、障害のある人が地域(グループホーム)で生活することへの住民の理解が深まるよう普及啓発を図ります。

障害者の重度化・高齢化にも対応するため、「日中サービス支援型共同生活援助」の設置を支援します。

## ③自立生活援助

### <サービス内容>

名称	主な対象者	内容
自立生活援助	①障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人 ②家族が病気等で支援が見込めない障害のある人	定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、電話、メール等による随時の対応を行う。

### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
自立生活援助	5 人	11 人	13 人	16 人	19 人

・人＝「月間の利用人数」

サービス提供体制の確保を図りながら、利用者が増加することを勘案して見込み量を算定しました。

<見込み量の確保のための方策>

今後地域移行の推進により、施設・病院からの移行による利用の伸びが見込まれることから、個々の生活課題に応じた適切な支援が受けられるよう、事業所の新規設置・拡充を支援します。

④相談支援

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する全ての障害のある人	障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し、支援する。
地域移行支援	障害者支援施設等の入所者及び入院中の精神障害のある人	住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、準備等の支援を行う。
地域定着支援	地域における単身の障害のある人や家庭の状況等により同居している家族による支援が見込めない障害のある人	地域生活をしている者に対し、常時の連絡体制を確保し緊急時に相談や訪問等の支援を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度実績	令和2年度見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度目標
計画相談支援	40人	47人	50人	53人	56人
地域移行支援	2人	2人	2人	3人	3人
地域定着支援	2人	3人	4人	4人	5人

計画相談支援については、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象とし、現在約280人の対象者（内、セルフプラン<sup>1</sup>作成20人）と今後の利用者の増加を勘案して見込み量を算定しました。

地域移行支援・地域定着支援については、現在年2名程度となっていますが、地域移行の推進による利用者の増加を見込みました。

<見込み量の確保のための方策>

相談支援事業所（計画相談支援）の不足を解消するため、新規設置事業所に対し、相談支援部会を中心に、円滑な運営方法や相談支援専門員のスキルアップについて助言等の支援をします。

<sup>1</sup> 利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成する計画のこと。

## (2) 障害児支援サービス

### <サービス内容>

名称	対象者	内容
児童発達支援	①障害を持つ児童 ②療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある児童	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	就学している障害を持つ児童	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校等に通う障害を持つ児童	保育園等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための支援、訪問先施設に対する支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難である児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童	児童発達支援及び治療を行う。
障害児相談支援	障害児支援サービスの利用を希望する児童	障害を持つ児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し支援する。

### <サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
児童発達支援	243 人日	246 人日	249 人日	252 人日	255 人日
	16 人	21 人	21 人	21 人	21 人
放課後等 デイサービス	1,196 人日	1,411 人日	1,664 人日	1,963 人日	2,316 人日
	97 人	111 人	116 人	121 人	126 人
保育所等訪問 支援	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
居宅訪問型児童 発達支援	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童 発達支援	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	26 人	39 人	49 人	59 人	69 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

近年の実績から、児童発達支援の利用者は横ばいであること、放課後等デイサービスについては利用者が増加していることを勘案して見込み量を算定しました。

相談支援については全てのサービス利用者を対象とし、今後の利用者の増加を勘案して見込み量を算定しました。

<見込み量の確保のための方策>

不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、サービス提供事業所の新規設置・拡充を支援します。医療的ケア児や重度心身障害児などにも対応可能なサービス提供体制を確保します。

### (3) 地域生活支援事業（必須事業）

#### ①理解促進研修・啓発事業

<目的>

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

主に、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施します。出前講座等を活用し、様々な障害特性について理解を深めるための機会を創設します。

#### ②自発的活動支援事業

<目的>

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

山梨市障害者等自立支援協議会の各専門部会を中心に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流活動をするなどの活動を支援します。また、相談支援事業所と連携し、ピアカウンセリングを個別相談支援業務に取り入れることができる体制を構築します。

③相談支援事業

<目的>

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

地域における相談支援の中核的な役割を担うため、平成29年度に福祉課障害福祉担当内に基幹相談支援センターを設置しました。今後は基幹相談支援センターと、相談支援事業所、その他の関係機関による重層的な相談支援体制の構築を図ります。障害福祉に関する様々な地域課題を解決する体制を構築するため、地域自立支援協議会の運営の活性化を図ります。

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### <目的>

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

##### <サービス実績量と見込み量>

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4度 見込み	令和5年度 目標
成年後見制度利用支援事業	4人	4人	5人	6人	7人

##### <見込み量の確保のための方策>

親亡き後の支援体制の構築や地域移行の促進に伴い、成年後見制度の利用が必要となる障害のある人が増えることが予想されるため、地域包括支援センターや成年後見支援センターと連携を取りながら利用支援を進めていきます。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### <目的>

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

##### <サービス実績量と見込み量>

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4度 見込み	令和5年度 目標
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有

##### <見込み量の確保のための方策>

法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築を図るため、成年後見支援センターと連携し、法人が行う後見業務を支援します。

## ⑥意思疎通支援事業

### <目的>

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。派遣にあたっては、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し実施しています。

### <サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人	0人
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	19人	15人	18人	18人	18人

### <見込み量の確保のための方策>

現在、利用者の固定化があるため大幅な増減は無い見込みです。今後の課題として更なる意思疎通支援事業の周知・普及が必要であると考えられます。また、山梨県立聴覚障害者情報センターと連携を図りながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。



## ⑦日常生活用具給付事業

### <目的>

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いる用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

### <サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
日常生活用具給付事業（延べ人数）					
介護・訓練支援用具	0人	1人	1人	1人	1人
自立生活支援用具	10人	6人	8人	8人	8人
在宅療養等支援用具	3人	1人	2人	2人	2人
情報・意思疎通支援用具	25人	32人	30人	30人	30人
排泄管理支援用具	667人	722人	744人	766人	789人
居宅生活動作補助用具	0人	1人	1人	1人	1人

<見込み量の確保のための方策>

給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で給付することとし、給付の判断等が困難な場合には、障害者相談所等に助言を求めます。また、新しい機器などは十分に検討をしながら各種用具の見直しをしていきます。排泄管理支援用具については、年々増加傾向にあり、また継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、当該用具の耐用年数を勘案すると共に、破損や修理不能の状況等を適切に判断します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

<目的>

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう人材の育成・確保を図ることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
手話奉仕員養成研修事業	25人	9人	20人	20人	20人

<見込み量の確保のための方策>

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成すると共に、手話奉仕員の活動を推進します。



## ⑨移動支援事業

### <目的>

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### <サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
移動支援事業 ( )内は延べ利用見込時間	56人 (2,009)	58人 (2,100)	60人 (2,200)	62人 (2,300)	64人 (2,400)

### <見込み量の確保のための方策>

質の高いサービス提供が実施できるよう、実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、新規事業所の参入を促進します。

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

### <目的>

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、これまで市内に4か所の地域活動支援センターがありましたが、建物の老朽化や利用者人数の減少等の課題から、令和元年9月に2か所に統廃合しました。今後も継続して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会を提供し、地域で暮らす様々な年代の人との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

### <サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
市内に所在するセンター 利用状況 ( )内は実利用者数	4か所[2法人] ※令和元年9月～ 2か所 1法人 (31人)	2か所[1法人] (17人)	2か所[1法人] (20人)	2か所[1法人] (23人)	2か所[1法人] (26人)
他市町村に所在するセン ター利用状況※ ( )内は実利用者数	10か所(1人)	10か所(4人)	10か所(6人)	10か所(6人)	10か所(6人)

※協定又は契約をしている箇所数

<見込み量の確保のための方策>

障害のある人の日中活動の場として、より充実した内容となるよう支援するとともに、  
峡東圏域(甲州市(基礎型)・笛吹市(I・Ⅲ型)・山梨市(基礎型))にある地域活動支援セン  
ターの相互利用を継続的に行います。

#### (4) 地域生活支援事業(任意事業)

##### 日常生活支援

##### ①訪問入浴サービス

<目的>

家庭内の浴室での入浴が困難な身体障害のある人に、訪問入浴車で家庭を訪問し、入浴  
の介助を行ない、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ることにより、福祉の増進を図  
ります。

<見込み量の確保のための方策>

対象者を的確に把握し、適切なサービス提供に努めます。

##### ②生活訓練等

<目的>

生活訓練等サービスは、あらかじめ定められた期間に限り、通院、通学、調理、掃除、  
買い物などについて訓練・指導を行い、障害のある人の日常生活に必要な能力の向上を図  
ります。

<見込み量の確保のための方策>

一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

### ③日中一時支援事業

#### <目的>

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

#### <見込み量の確保のための方策>

一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

#### <サービス実績量と見込み量> (年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
訪問入浴サービス（実人数）	2人	3人	3人	4人	4人
生活訓練等（実人数）	0人	1人	2人	2人	2人
日中一時支援事業（実人数） （ ）内は延べ利用見込時間	54人 (3,078)	56人 (4,000)	57人 (4,100)	58人 (4,200)	59人 (4,300)

### (5) 社会参加促進事業

#### ①点字・声の広報等発行事業

#### <サービス内容>

視覚障害者に対して、朗読ボランティアにより、市広報やまなし・市議会だより・社会福祉協議会広報誌やすらぎ・新聞・短歌集などを、カセット・CDなどに吹きこみ届けています。

#### <サービス実績量と見込み量> (年当たり)

事業名	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 目標
点字・声の広報等発行事業	6人	6人	10人	10人	10人

<提供体制の確保策>

視覚障害者協会と連携し、事業についての周知を図りながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

②自動車運転免許取得費助成金交付・自動車改造費助成事業

<サービス内容>

身体障害者に対して、就労等社会活動を促進するため運転免許取得費の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和元年度実績	令和2年度見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度目標
自動車運転免許取得費助成金交付事業	2人	1人	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人	1人	1人

<提供体制の確保策>

対象者を的確に把握し、適切なサービス提供に努めます。



## (6) 権利擁護支援

### ①成年後見制度普及啓発

#### <目的>

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

#### <見込み量の確保のための方策>

地域包括支援センター、成年後見支援センターと協働し、制度周知のための研修会等を毎年開催します。

### ②障害者虐待防止対策支援

#### <目的>

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とします。

#### <見込み量の確保のための方策>

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を市町村障害者虐待防止センターに位置付け、虐待予防から発生時の緊急対応まで、重層的な支援体制の構築に努めます。峡東圏域地域生活支援拠点整備の一貫として、緊急時にも対応可能なサービス提供体制の整備に努めます。

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の推進

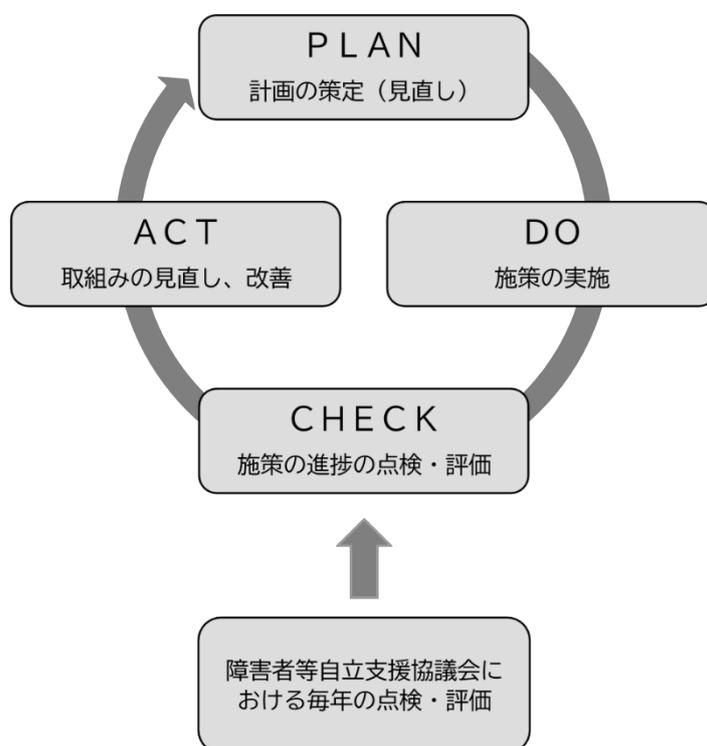
本計画は、行政・事業所・市民が一体となって推進します。

障害のある人が地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健、権利擁護などの機関、ボランティア団体など地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす山梨市障害者等自立支援協議会を、計画推進のための協議の場としていきます。

### 2. 計画の進行管理

山梨市障害者等自立支援協議会において、毎年、本計画の進捗状況や効果を定期的に点検、評価していきます。その際にはPDCAサイクル<sup>2</sup>の考えに基づき行います。今後障害者総合支援法等の制度改革がある場合には、それに伴い、本計画を見直していきます。

#### ■PDCAサイクルのイメージ

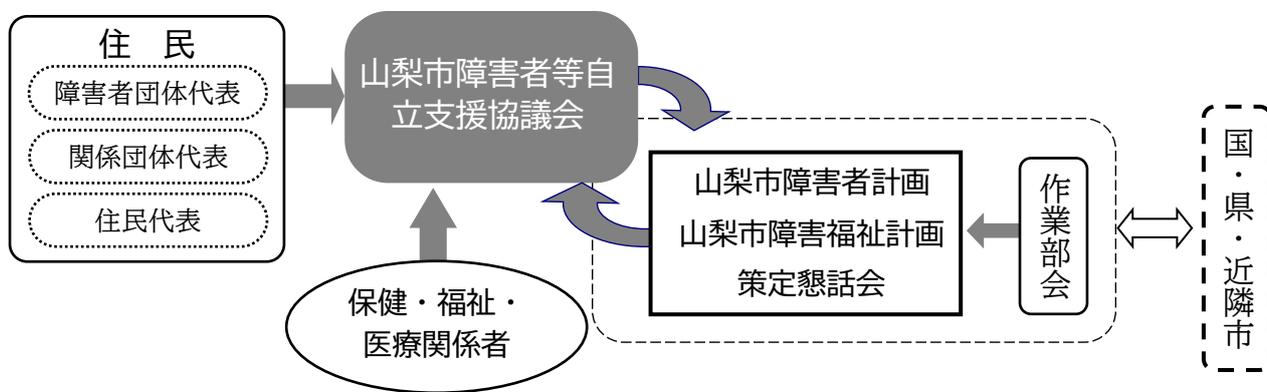


<sup>2</sup> 計画(PLAN)→実行(DO)→評価(CHECK)→改善(ACT)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく手法。

## 第6章 策定体制

### 1. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「山梨市障害福祉計画策定懇話会」及び作業部会を開催し、協議を進めてまいりました。今回の見直しについて障害者の日常生活の状況や福祉ニーズなどを把握するため、市内に居住している障害者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を実施したほか、幅広い分野から具体的な意見を反映させるため、市内の方が利用している峡東圏域の事業所へアンケート調査を実施しました。また、計画の素案に対して市民の皆さんからもご意見(パブリックコメント)をいただきました。



# 山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会設置要綱

平成18年9月1日  
告示第133号

## (設置)

第1条 山梨市障害福祉計画及び障害者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障害者の自立と社会参加を促進する上で、広く福祉関係者等の意見を求めるため、山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (運営方式)

第2条 懇話会は、計画に対し意見又は要望を行うための懇話会として運営する。

## (構成)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

## (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

## (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の議事及び運営に必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

## 附 則（平成29年3月29日告示第45号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則（令和2年6月1日告示第70号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

## 2. 第6期山梨市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

	団体名	役職名	氏名
1	山梨県立大学	教授	大塚 ゆかり
2	山梨市民生委員児童委員協議会	会長	荻原 眞紀子
3	山梨市医師会	会長	中澤 良英
4	山梨市障害者福祉会	会長	村松 岩男
5	山梨市聴覚障害者協会	副会長	高石 良郎
6	山梨市視覚障害者協会	会長	埜村 和美
7	山梨市障害児者地域支援連絡会	会長	佐野 克巳
8	山梨市しゃくなげ会	会長	坂本 祥子
9			滝澤 勇太
10	峡東保健所地域保健課	副主査	大内 誌
11	社会福祉法人 三富福祉会	理事長	山西 孝
12	社会福祉法人 三富福祉会 ハロハロ相談支援部「からりと」	所長	服部 敏寛
13	社会福祉法人 三富福祉会 ハロハロ相談支援部「からりと」	峡東圏域マネージャー	吉村 純
14	社会福祉法人 忠恕会	施設長	戸澤 義春
15	社会福祉法人そだち会 障害者支援施設 そだち園	施設長	大西 俊宏
16	社会福祉法人 いずみ会 児童発達支援センター ひまわり	園長	飯室 智恵子
17	山梨厚生会 就労支援事業所 ひらしな	管理者	藤原 忠
18	山梨厚生病院	総合相談センター長	水上 みや子
19	日下部記念病院	医療福祉相談課長	中村 ひとみ
20	山梨市社会福祉協議会	局長	古屋 貴章
21	山梨市社会福祉協議会	主査	青木 励
22	障害者相談センターちどり	管理者	武藤 剛
23	障がい者就業・生活支援センターコピット	主任	佐藤 雅俊
24	峡東圏域ピアサポーター		三枝 光一

## 第6期山梨市障害福祉計画

## 第2期山梨市障害児福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 山梨市

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL 0553-22-1111

FAX 0553-23-2800

URL <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>